

令和4年7月8日（金曜日）

○出席議員（12名）

1番	三浦克欣	議員	7番	土本稔	議員
2番	合田宏	議員	8番	林真弥	議員
3番	角久子	議員	9番	笹川広美	議員
4番	池島和喜夫	議員	10番	南昭榮	議員
5番	澤良一	議員	11番	甲部昭夫	議員
6番	古玉いづみ	議員	12番	坂井幸雄	議員

○説明のため出席した者

町	長宮下為幸	参事兼総務課長	高名雅弘
教	育長林大智	参事兼農林課長	甘田悟司

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 船 木 秀 浩 書 記 北 野 勝 之  
議会事務局長補佐 神 保 悦 子

○議事日程（第1号）

令和4年7月8日 午前10時開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長選挙

## ○追加議事日程

令和4年7月8日

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 副議長選挙
- 日程第5 常任委員会委員の選任
- 日程第6 議会運営委員会委員の選任
- 日程第7 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第8 石川北部RDF広域処理組合議会議員の選挙
- 日程第9 議会行革・活性化特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第10 庁舎統合建設特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第11 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任

## ○追加議事日程2

令和4年7月8日

- 日程第1 同意第2号 監査委員の選任について

(提案理由説明、採決)

午前10時00分 開会

### ◎臨時議長の指名

○**議会事務局長（船木秀浩君）** おはようございます。議会事務局長の船木秀浩です。

本日の7月随時会議は、一般選挙後初めての議会となります。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、坂井議員が年長議員となりますので、ご紹介いたします。

坂井議員、議長席にお着き願います。

〔坂井幸雄議員、議長席に着席〕

○**臨時議長（坂井幸雄議員）** ただいま紹介されました坂井幸雄です。

地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願います。

ここで、開会に先立ちまして、宮下町長より挨拶の申出がありますので、これを許します。

宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○**宮下為幸町長** 本日ここに、令和4年7月議会随時会議を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

去る6月14日に告示されました中能登町議会議員選挙におきましては、中能登町初の無投票となりました。今期は、現職の方が8名、元職の方が1名、新人の方が3名で、そのうち女性議員が3名と、中能登町となって女性議員が過去最多となりました。議員となられました皆様方には、心からお喜びを申し上げ、お祝いを申し上げたいと思います。

今後は、町議会議員の活動を通じて町民の期待に応えられるようご活躍されることをご祈念申し上げますとともに、さらなる中能登町の発展のために大局的な視点でのご提言を

お願いいたしたいと思っております。

さて、中能登町が誕生しまして17年目を迎えましたが、この間、様々な出来事がありました。特に近年の新型コロナウイルスの影響に加えて、ウクライナの侵略戦争や円高等の複合的な要因により、先行きが不透明な状況となっております。特に、町民の暮らしに直結するエネルギー価格や原材料価格の上昇により、食品等の価格が日増しに値上がりしている状況であります。

コロナ禍による人の流れや社会活動が急速に変化している中で、社会不安と経済不安が重なり、中能登町でも人口減少が加速的に進んでいるのではないかと心配をしております。中能登町では、2005年から2020年の人口減少率は、能登半島地域でありながら減少率が一番低い比率でありました。しかし、2020年から2045年の人口減少率は33.0%の減少という推計値が報道されました。その結果、人口減少が急速に進んでいる状況が明らかになりました。

その人口減少の要因の一つとして、出生率が推移があります。平成19年度は150名の赤ちゃんが生まれていたのですが、令和3年度は83名の赤ちゃんが誕生しました。およそ15年間で赤ちゃんが生まれた人数が半減している状況であります。

このような状況から、少子化対策として、結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現のために、幅広い視点から検討を重ね、推進していきたいと考えております。

さらには、人口減少の数値だけでなく、世帯数の推移や高齢化比率等の様々な指数を注視しながら、中能登町が抱える社会問題に対応していかなければなりません。

こうした時代背景を見据えながら、今後とも近隣市町との広域連携の強化を呼びかけるとともに、公約として挙げました新たな診療所の開設支援に向けて、早期にクリニックの開院が実現するよう、踏み込んだ形で直近の

委員会において皆様にご提案をさせていただく準備を進めておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、お祝いの挨拶とさせていただきます。

皆さん、おめでとうございます。

○臨時議長（坂井幸雄議員） 町長の挨拶が終わりました。ご苦労さまです。

#### ◎開会・開議

○臨時議長（坂井幸雄議員） ただいまから令和4年度中能登町議会7月随時会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は12名です。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定による会議に出席する者、別紙の説明員職氏名一覧表のとおりであります。これはタブレットで掲載してありますので眺めてください。

#### ◎仮議席の指定

○臨時議長（坂井幸雄議員） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

#### ◎議長選挙

○臨時議長（坂井幸雄議員） 次に、日程第2 議長の選挙を行う前に、中能登町議会基本条例第5条第7項の規定により、議長の職を志願する議員に所信表明の機会を与えます。

所信表明をする方は挙手をお願いいたします。

笹川議員

○9番（笹川広美議員） 所信表明をいたします。

このたびの中能登町議会議員選挙におきましては、5期目の当選を果たさせていただきました。町民の皆様には心より感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

私も4期16年、議員を務めさせていただきまして、いよいよ5期目ということで、町民の皆様からのご期待、また責任をしっかりと5期目に向けて果たしてまいりたいと思い、議長の職を志願いたします。よろしく願いいたします。

○臨時議長（坂井幸雄議員） ほかに所信表明する方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（坂井幸雄議員） 以上で所信表明を終わります。

日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（坂井幸雄議員） ご異議がないようでありますので、したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。したがって、臨時議長が指名することに決定しました。

議長に、9番 笹川広美議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長が指名しました9番 笹川広美議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（坂井幸雄議員） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました9番 笹川広美議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました9番 笹川広美議員が議長におられますので、会議規則第29条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

ここで、議長に当選されました9番 笹川広美議員から議長当選の承諾並びに挨拶を受けることといたします。

〔9番（笹川広美議員）登壇〕

○9番（笹川広美議員） ただいま議員の皆様からのご信任をいただき、議長に当選をさせていただきました。中能登町議会として本来に町民の皆様へ寄り添った議会を目指して、議員の皆さんと一丸となって前進をしてまいりたいと思っております。

どうかよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○臨時議長（坂井幸雄議員） 笹川議長、議長席にご着席願ひたいと思ひます。

これで臨時議長の職務を終了いたしましたので、これで終わります。ご協力ありがとうございました。

〔笹川広美議員、議長席に着席〕

○議長（笹川広美議員） これより議長としての職を務めさせていただきます。

ここで、資料配付のため暫時休憩いたします。

午前10時16分 休憩

午前10時16分 再開

○議長（笹川広美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎追加日程

○議長（笹川広美議員） お諮りをいたします。

ただいまお手元に配付しました追加議事日程を本日の日程に追加いたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ◎議席の指定

○議長（笹川広美議員） 追加日程第1 議席の指定を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（笹川広美議員） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本随時会議の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、1番 三浦克欣議員、2番 合田 宏議員を指名いたします。

#### ◎会期の決定

○議長（笹川広美議員） 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本随時会議の会期は、本日1日としたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とすることに決定しました。

#### ◎副議長選挙

○議長（笹川広美議員） 次に、日程第4 副議長選挙を行う前に、中能登町議会基本条例第5条第7項の規定により、副議長の職を志願する議員に所信を表明する機会を与えます。

所信を表明する方は挙手願ひます。

10番 南 昭榮議員

○10番（南 昭榮議員） 所信表明に当たり一言お願ひ申し上げます。

さきに6か月余りやりましたが、初心に戻り副議長を頑張る所存でございますので、ひとつ皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。

○議長（笹川広美議員） ほかに所信を表明

する方はいませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 以上で所信表明を終わります。

日程第4 副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、10番 南 昭榮議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました10番 南 昭榮議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました10番 南 昭榮議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました10番 南 昭榮議員が議場におられます。会議規則第29条第2項の規定によって当選の告知をします。

ここで、副議長に当選された10番 南 昭榮議員から副議長当選承諾及び挨拶を受けます。

〔10番（南 昭榮議員）登壇〕

○10番（南 昭榮議員） 副議長当選、あり

ありがとうございます。

笹川議長の補佐役として頑張る所存でございますので、皆様のご協力をひとつよろしくお願いいたします。（拍手）

#### ◎常任委員会委員の選任

○議長（笹川広美議員） 日程第5 常任委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。

各常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第2項の規定により指名したいと思えます。

総務建設常任委員会委員に、

2番 合 田 宏 議員

4番 池 島 和喜夫 議員

7番 土 本 稔 議員

9番 笹 川 広 美 議員

10番 南 昭 榮 議員

11番 甲 部 昭 夫 議員

以上6名。

教育民生常任委員会委員に、

1番 三 浦 克 欣 議員

3番 角 久 子 議員

5番 澤 良 一 議員

6番 古 玉 いづみ 議員

8番 林 真 弥 議員

12番 坂 井 幸 雄 議員

以上6名。

予算決算常任委員会委員に、

1番 三 浦 克 欣 議員

2番 合 田 宏 議員

3番 角 久 子 議員

4番 池 島 和喜夫 議員

5番 澤 良 一 議員

6番 古 玉 いづみ 議員

7番 土 本 稔 議員

8番 林 真 弥 議員

10番 南 昭 榮 議員

11番 甲 部 昭 夫 議員

12番 坂 井 幸 雄 議員

以上11名。

それぞれ指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員は、指名のとおり選任することに決定しました。

ここで、委員会開催のため暫時休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時31分 再開

○議長（笹川広美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告します。

休憩中に各常任委員会が開催され、委員会条例第9条第2項の規定により常任委員会の委員長、副委員長が互選されました。

総務建設常任委員会の委員長に11番 甲部昭夫議員、副委員長に4番 池島和喜夫議員。

教育民生常任委員会の委員長に6番 古玉いづみ議員、副委員長に1番 三浦克欣議員。

予算決算常任委員会の委員長に8番 林真弥議員、副委員長に10番 南 昭榮議員。

以上のとおりであります。

報告を終わります。

#### ◎議会運営委員会委員の選任

○議長（笹川広美議員） 日程第6 議会運営委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、中能登町議会委員会条例第8条第2項の規定により指名したいと思います。

6番 古 玉 いづみ 議員

7番 土 本 稔 議員

8番 林 真 弥 議員

10番 南 昭 榮 議員

12番 坂 井 幸 雄 議員

以上5名を指名します。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員は、指名のとおり選任することに決定しました。

ここで、議会運営委員会開催のため暫時休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時34分 再開

○議長（笹川広美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告します。

休憩中に議会運営委員会が開催され、委員会条例第9条第2項の規定により議会運営委員会の委員長、副委員長が互選されました。

議会運営委員会の委員長に12番 坂井幸雄議員、副委員長に8番 林 真弥議員。

以上のとおりであります。

報告を終わります。

#### ◎石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（笹川広美議員） 日程第7 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を議題とします。

石川県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定によって、選出議員1名の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選により行うことと決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、中能登町議会議員 私、笹川広美を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました中能登町議会議員 私、笹川広美を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました中能登町議会議員 私、笹川広美が石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

ここで、会議規則第29条第2項の規定により当選の告知をします。

#### ◎石川北部R D F 広域処理組合議会議員の選挙

○議長（笹川広美議員） 日程第8 石川北部R D F 広域処理組合議会議員の選挙を議題とします。

石川北部R D F 広域処理組規約第5条第1項及び第2項の規定によって、選出議員1名の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によ

り行うことと決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

石川北部R D F 広域処理組合議会議員に、12番 坂井幸雄議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました12番 坂井幸雄議員を石川北部R D F 広域処理組合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。ただいま議長が指名しました12番 坂井幸雄議員が石川北部R D F 広域処理組合議会議員に当選されました。

会議規則第29条第2項の規定により当選の告知をします。

#### ◎議会行革・活性化特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（笹川広美議員） 日程第9 議会行革・活性化特別委員会の設置及び委員の選任を議題とします。

先に、議会行革・活性化特別委員会の設置についてお諮りします。

11人の議員をもって構成する議会行革・活性化特別委員会を設置することについて、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。したがって、11人の委員をもって構成する議会行革・活性化特別委員会は設置することに決定しました。

次に、議会行革・活性化特別委員会の委員

の選任を議題とします。

議会行革・活性化特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により指名したいと思います。

- 1番 三浦克欣 議員
- 2番 合田 宏 議員
- 3番 角 久子 議員
- 4番 池島和喜夫 議員
- 5番 澤 良一 議員
- 6番 古玉いづみ 議員
- 7番 土本 稔 議員
- 8番 林 真弥 議員
- 10番 南 昭榮 議員
- 11番 甲部昭夫 議員
- 12番 坂井幸雄 議員

以上11名を指名します。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。よって、議会行革・活性化特別委員会委員は、指名のとおり選任することに決定しました。

ここで、議会行革・活性化特別委員会開催のため暫時休憩します。

午前10時50分 休憩

午前10時52分 再開

○議長（笹川広美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告します。

休憩中に議会行革・活性化特別委員会が開催され、委員会条例第9条第2項の規定により議会行革・活性化特別委員会の委員長、副委員長が互選されました。

委員長に5番 澤 良一議員、副委員長に6番 古玉いづみ議員。

以上のとおりであります。

◎庁舎統合建設特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（笹川広美議員） 日程第10 庁舎統合建設特別委員会の設置及び委員の選任を議題とします。

先に、庁舎統合建設特別委員会の設置についてお諮りします。

11人の委員をもって構成する庁舎統合建設特別委員会を設置することについて、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。したがって、11人の委員をもって構成する庁舎統合建設特別委員会は設置することに決定しました。

次に、庁舎統合建設特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により指名したいと思います。

- 1番 三浦克欣 議員
- 2番 合田 宏 議員
- 3番 角 久子 議員
- 4番 池島和喜夫 議員
- 5番 澤 良一 議員
- 6番 古玉いづみ 議員
- 7番 土本 稔 議員
- 8番 林 真弥 議員
- 10番 南 昭榮 議員
- 11番 甲部昭夫 議員
- 12番 坂井幸雄 議員

以上11名を指名します。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。よって、庁舎統合建設特別委員会委員は、指名のとおり選任することに決定しました。

ここで、庁舎統合建設特別委員会開催のため暫時休憩します。

午前10時57分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（笹川広美議員） 休憩前に引き続き

会議を開きます。

この際、報告します。

休憩中に庁舎統合建設特別委員会が開催され、委員会条例第9条第2項の規定により庁舎統合建設特別委員会の委員長、副委員長が互選されました。

庁舎統合建設特別委員会の委員長に11番 甲部昭夫議員、副委員長に4番 池島和喜夫議員。

以上のとおりであります。

### ◎議会広報特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（笹川広美議員） 日程第11 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任を議題とします。

先に、議会広報特別委員会の設置についてお諮りします。

議会だより発行に伴う運営、活動について調査等をするため、6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置することについて、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。したがって、6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会は設置することに決定しました。

次に、議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により指名したいと思います。

1番 三 浦 克 欣 議員

2番 合 田 宏 議員

3番 角 久 子 議員

5番 澤 良 一 議員

6番 古 玉 いづみ 議員

11番 甲 部 昭 夫 議員

以上6名を指名します。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めま

す。よって、議会広報特別委員会委員は、指名のとおり選任することに決定しました。

ここで、議会広報特別委員会の開催のため暫時休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（笹川広美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告します。

休憩中に議会広報特別委員会が開催され、委員会条例第9条第2項の規定により議会広報特別委員会の委員長、副委員長が互選されました。

委員長に6番 古玉いづみ議員、副委員長に5番 澤 良一議員。

以上のとおりであります。

ここで、議会運営委員会及び全員協議会開催のため暫時休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（笹川広美議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎追加日程

○議長（笹川広美議員） お諮りいたします。

ただいま宮下町長より

同意第2号 監査委員の選任についての同意1件が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

議事日程を配付しますので、暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（古玉栄治議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎同意第2号

○議長（笹川広美議員） 日程第1 同意第2号 監査委員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

宮下町長

〔宮下為幸町長登壇〕

○宮下為幸町長 本日ここに、令和4年度中能登町議会7月随時会議の開会に当たり、議員各位には公私ともに何かとご多用の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の随時会議に提案いたしました議案につきまして説明をいたします。

同意第2号 監査委員の選任についてであります。

今回、議会議員の任期満了に伴う改選後の議会議員のうちから選任すべき監査委員として、土本 稔議員が最適任者であると信じ、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

以上、本日提案いたしました議案につき、その大要をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（笹川広美議員） 町長の提案理由の説明が終わりました。

同意第2号 監査委員の選任について、7番 土本 稔議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場

を求めます。

〔7番（土本 稔議員）退場〕

○議長（笹川広美議員） お諮りいたします。

本件は人事案件であり、さきに議員各位のご理解を得ております。したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これより採決します。

同意第2号は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（笹川広美議員） 異議なしと認めます。よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、7番 土本 稔議員の入場を許します。

〔7番（土本 稔議員）入場〕

#### ◎閉議・閉会

○議長（笹川広美議員） 以上で、本議会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもって令和4年度中能登町議会7月随時会議を散会します。

ご苦労さまでした。

午前11時25分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

臨時議長 坂井幸雄

議長 笹川広美

署名議員 三浦克欣

署名議員 合田 宏